

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 埼玉県深谷市折之口1775番地1

氏名 株式会社小暮商店  
代表取締役 佐藤 英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和6年3月28日

許可の有効年月日 令和13年1月30日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(\*)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(\*) (#1)、鉋さい、がれき類(\*) 以上14種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(#1) (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ及び廃バッテリーに係るものに限る。)、金属くず(#1) (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ及び廃バッテリーに係るものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(#1) (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプに限る。) 以上3種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原1775番1、1776番1 以上2筆(面積1,888.06㎡)  
保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和54年9月22日	指令環第566号	新規許可
平成21年3月24日	指令産廃第1573号	変更許可(「積替え保管を含む」への変更)
平成23年4月25日	指令北環第55-1号	優良確認
令和5年12月28日	指令産廃第853-1号	変更許可(1種類で石綿含有産業廃棄物の追加、水銀使用製品産業廃棄物保管場所の追加及び「積替え保管できる」1種類の追加)
令和6年3月28日	指令北環第43-7号	更新許可(優良認定)

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず（いずれも廃バッテリーに係るものに限る。） 以上2種類	4.8㎡	3.4m (屋内)	8.4m <sup>3</sup> (0.52m <sup>3</sup> メッシュネット×16個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（いずれも廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。） 以上3種類	1.6㎡	1.0m (屋内)	0.8m <sup>3</sup> (0.09m <sup>3</sup> 専用箱×9個)

(以下余白)